

第一次大熊町復興計画

あなた自身と、町の再建・復興を目指して

平成24年9月

福島県大熊町

目 次

1. はじめに	1
2. 復興に向けた町の取り組み	4
3. あなた自身の生活再建	20
(1) 子どもがいる世帯への支援方針	21
(2) 高齢者がいる世帯への支援方針	24
(3) 特別にサポートが必要な世帯への支援方針	27
(4) 一般世帯への支援方針	30
4. 事業再建、および雇用・新産業の創出	33
5. 国（政府）、東京電力（株）に対する要望実績	36
【参考資料】	
① 第一次大熊町復興計画策定の経緯	43
② 大熊町復興計画検討委員名簿	44
③ ふるさと大熊写真館	45



大野駅周辺の大熊町の風景

1. はじめに

昨年10月に策定した、復興に向けた理念である「大熊町復興構想」を具体化するため、今年に入り、復興計画検討委員会を立ち上げ、町民の代表の皆さまと若手役場職員により復興計画の策定のために議論を重ねてきました。

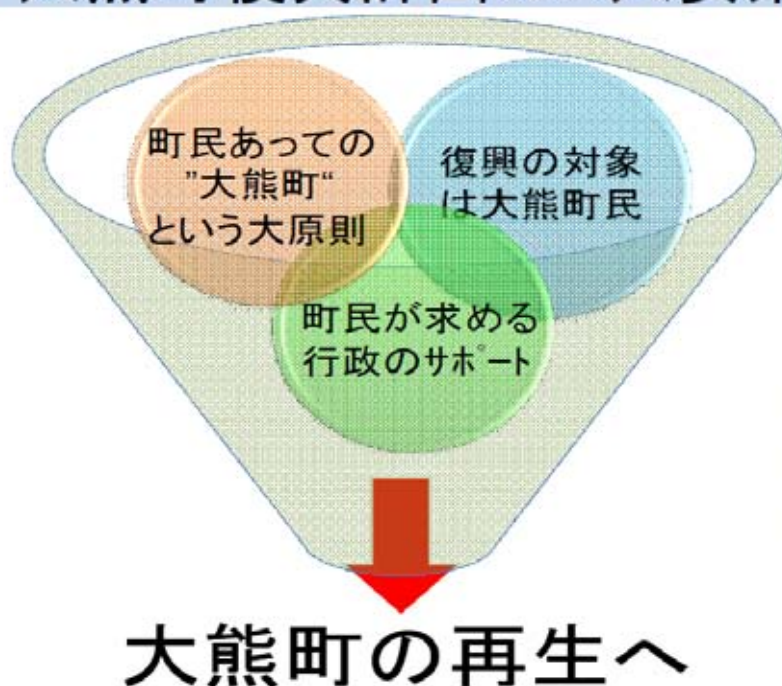
この委員会の中で議論し確認された事項に、「町民あつての町である」ことの大切さがあります。町民意向から離れた形で町の方向性が語られ、進められがちになることに対する忠告でした。

策定にあたって、町の復興をあらためて考えたとき、復興の対象と主体はあくまで町民であり、一人ひとりの生活や事業を再建・復興するものでなければなりません。それに対して行政の役割は、町民の皆さまのニーズをきめ細かく把握し、それに対して力強くサポートすることだと思えます。

そこで、本計画では下記のことをねらいとしました。

- ねらい1 「町民あつての町である」ことの大切さ
- ねらい2 復興の対象と主体は、あくまで「町民」
- ねらい3 行政の役割は、町民の皆さまのニーズをきめ細かく把握し、それに対して力強くサポートすること

大熊町復興計画の3大要素

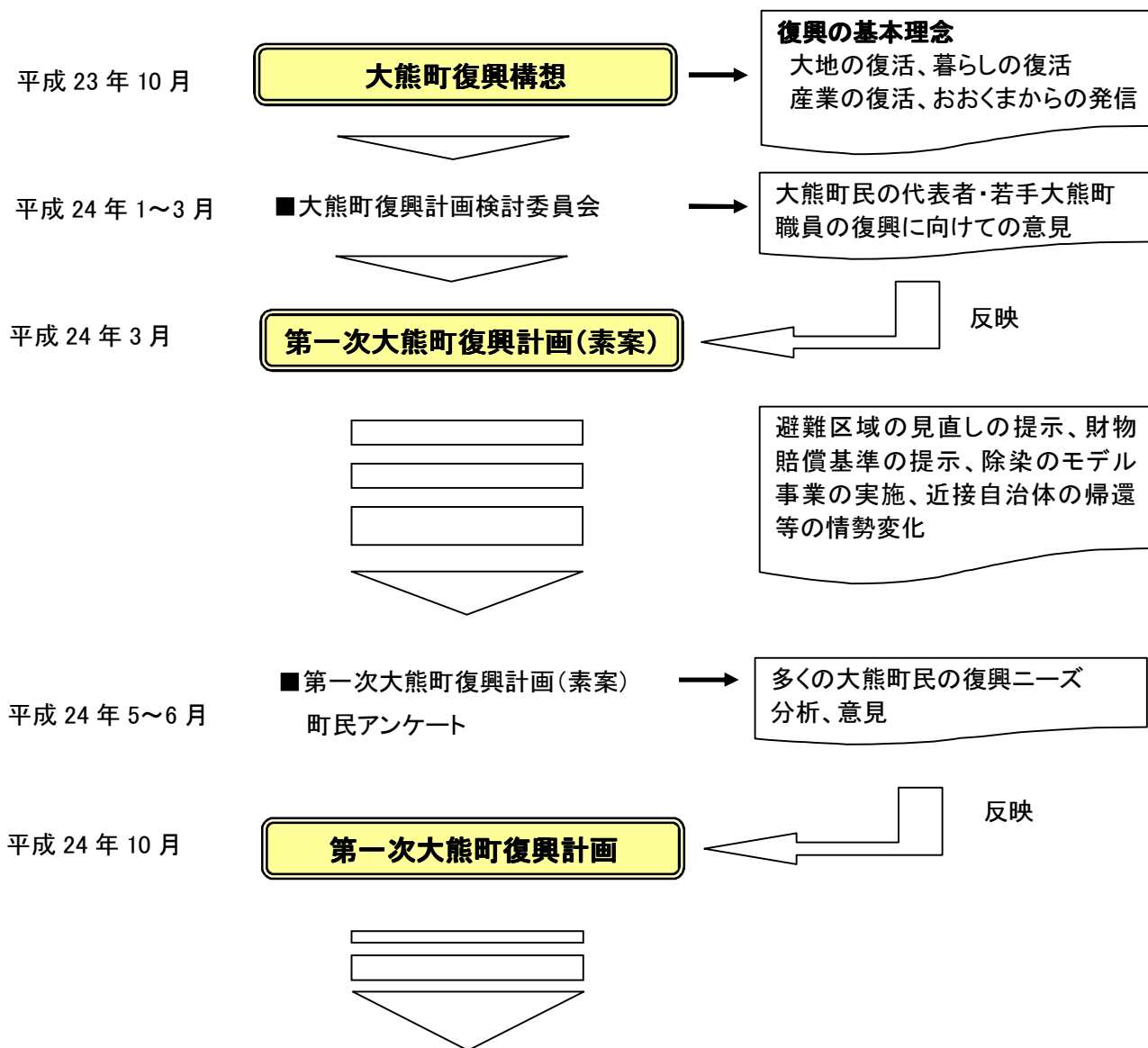


この復興計画は、4つの世帯類型ごとに、町として取り組んでいくべき項目を網羅的にまとめておりますが、あくまで第一次案としての性格を持って策定したものです。

現状では、詳細な除染計画による帰町時期、また、国より設置が依頼されている中間貯蔵施設など、多くの課題が明確になっていないため、概ね5年後、大熊町がどうあるべきか、また、町民の皆さまにどのような支援ができるかなどを記したものです。

今後、町民の皆さまからいただくご意見、復興に関わる国の方針の決定などを見極めながら、しかるべき時期に復興計画の内容の見直しを行い、町民の皆さまのニーズ及び大熊町を取り巻く状況に即した内容としていきます。

これからの「大熊町復興計画」の進め方イメージ



今後、復興計画の見直しが必要となる場合は、下記のケースが現時点で考えられます。その場合は第二次復興計画を策定する考えです。

①新たな復興の拠点（町外コミュニティ）の設置場所を決定した場合

第一次復興計画では、町民アンケート調査でもっとも町民ニーズが多かった、いわき市周辺を復興の拠点（町外コミュニティ）としております。しかしながら、いわき市は、東日本大震災において5,000人以上の方々が被災をされており、未だ震災前までの状況には復旧・復興していないのが現実です。その対応も早急に行わなければならない中で、大熊町民を始め多くの避難者を受け入れている状況にあります。

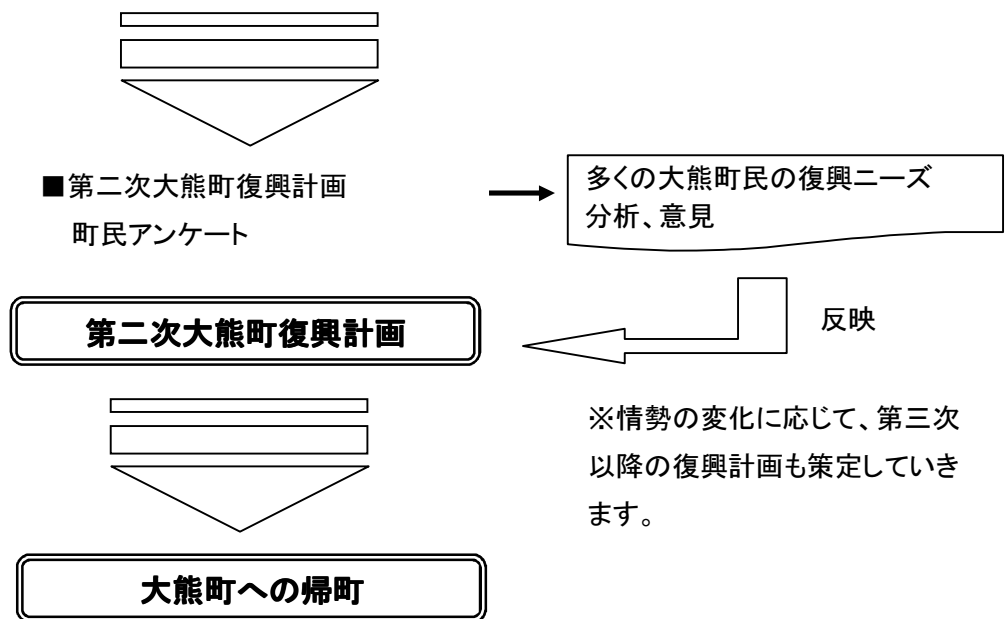
町としては、受け入れ市町村、国や県などと協議会の設置なども検討しながら、できるだけ早い時期に設置場所の決定をまいります。

②中間貯蔵施設の設置の有無を判断した場合

国から中間貯蔵施設の調査候補地が示されたことに対し、復興計画検討委員会の議論の中では、ふるさとへの帰還を前提とした時に、「住民にもう戻れないという気持ちにさせるのではないか」「たとえ戻れても国道の東側には住めないのではないか」「施設が必要なら町として受け入れ、その代わりに該当する住民をどのようにフォローしていくかを考えてはどうか」など様々な意見がありました。

町としては、大熊町並び福島県全体の除染を推進する上で中間貯蔵施設は必要であると考えていますが、町内に設置するにあたっては、福島県並びに双葉郡8ヶ町村と議論を進める中で検討していく考えです。

③その他、重要事項の決定のあった場合



情勢の変化に応じて、復興計画を見直します。

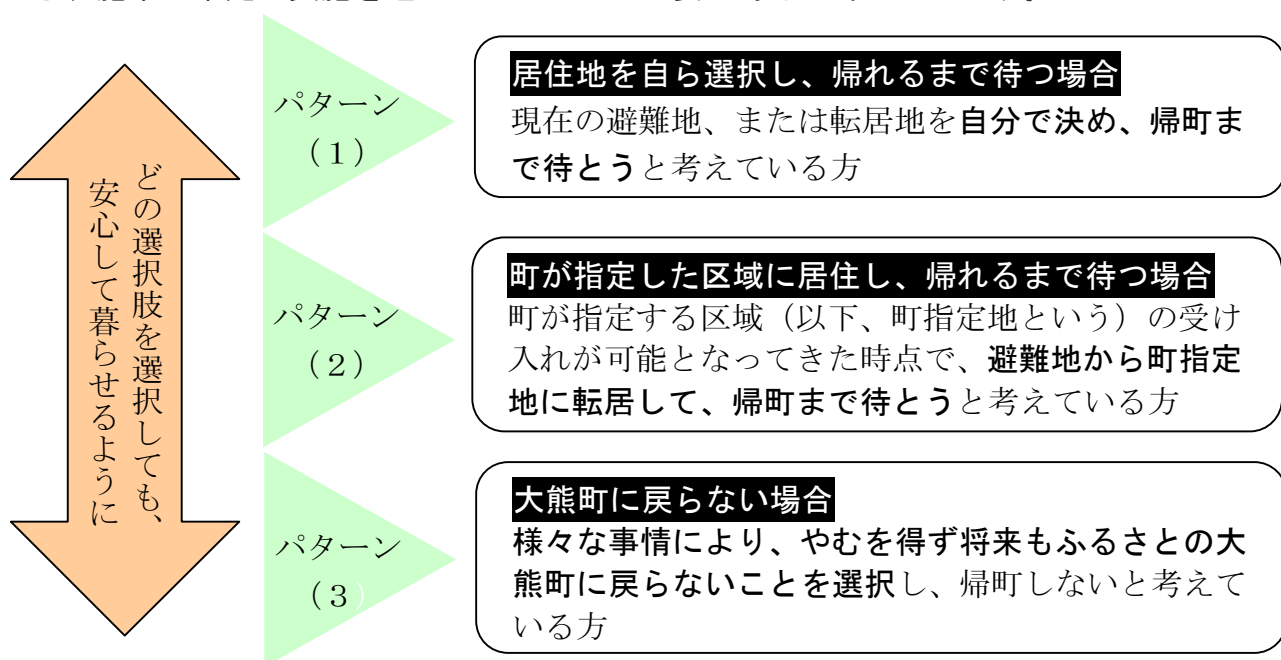
2. 復興に向けた町の取り組み

町民の避難状況は様々であり、これらをひとつの方向性にまとめるというより、幾つかの方向性としての選択肢を示すべきと考えました。

そこで、選択肢（町民の意向）を3つのパターン（下図参照）に分け、世帯類型ごとに対応方針を示し、それをもとに平成24年5月から6月にかけて、中学生以上の全町民を対象に町民アンケートを実施しました。

その結果、「帰れるまで待つ：パターン(1)と(2)」が約4割、「戻らない：パターン(3)」が約4割、「わからない」が約2割という町民意向でした。（下枠図参照）

どの選択肢を町民の方が選択しても、安心して暮らせるように、国、県等と調整しながら、施策の策定・実施を進めていくことが重要であると考えています。

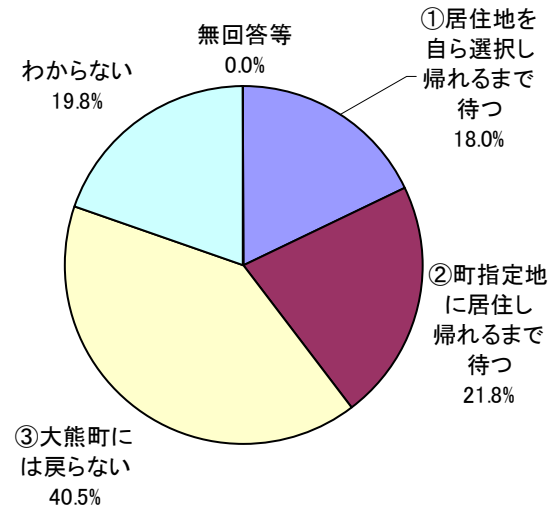


町民アンケート調査結果より

設問「第一次大熊町復興計画（素案）についておたずねします。あなたはこの計画（素案）に記載しているどのパターンを選びますか。」

パターン① 居住地を自ら選択し 帰れるまで待つ	1,171人 (18.0%)
パターン② 町指定地に居住し 帰れるまで待つ	1,419人 (21.8%)
パターン③ 大熊町には戻らない*	2,638人 (40.5%)
わからない	1,291人 (19.8%)
無回答等	0人 (0.0%)
合計	6,519人 (100.0%)

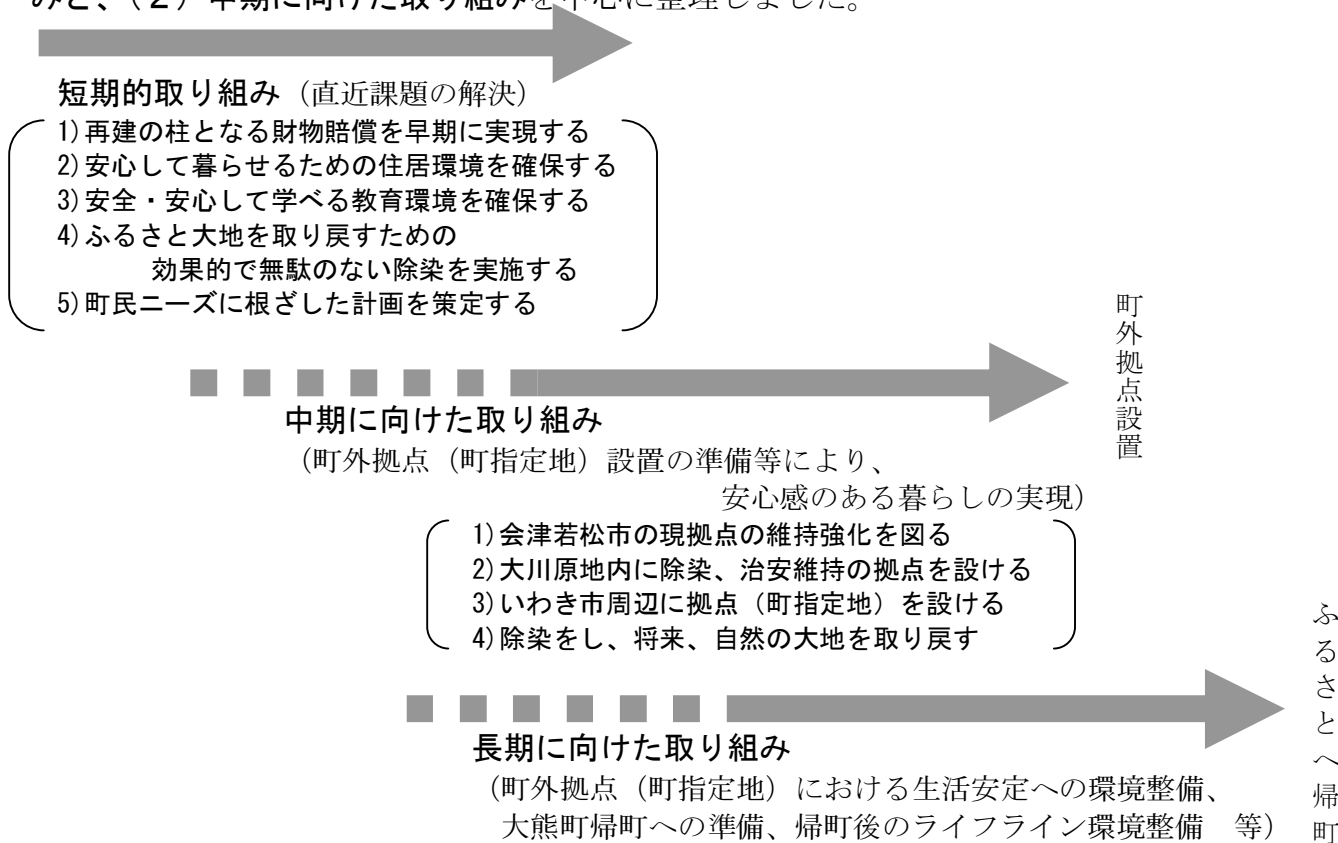
*様々な事情により、やむを得ず将来もふるさとの大熊町に戻らないことを選択し、帰町しないと考えている方



震災より1年半が過ぎた現在、国からの避難区域の見直しの提示があり、町民の約95%が居住している地域が、長期間生活できない帰還困難区域に指定される見通しとなっております。それでは、残り約5%の町民も生活基盤が整わず、生活することができないと判断し、町としては5年間は帰町しない判断をしました。

このような避難区域の見直し以外に、財物賠償の基準の提示、除染のモデル事業の実施、近隣自治体の帰還、国の中間貯蔵施設設置の考えなど町を取り巻く諸条件も大きく変化しつつあります。

こうした町を取り巻く諸情勢の変化や、今回新たに実施した町民アンケート調査結果（下枠図参照）を踏まえ、下図に示すように直近の課題を「短期」、町外拠点（町指定地）設置までを「中期」、大熊町の帰町+それ以後を「長期」とし、次の頁より（1）短期的取り組みと、（2）中期に向けた取り組みを中心に整理しました。

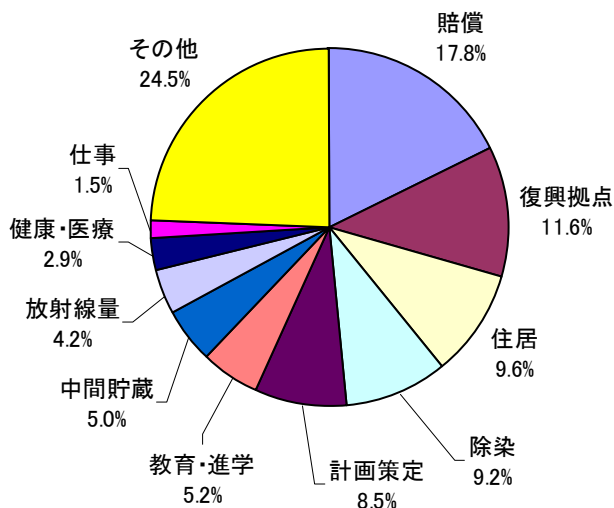


町民アンケート調査結果より

設問「第一次大熊町復興計画（素案）」についてご意見・ご要望、又はその他ご意見・ご要望があればご自由にお書きください。」

意見数は全部で3,250件であり、分野別に分類すると、多い順に下記のようなものでした。

- 1)賠償 579 (17.8%)
- 2)復興拠点 378 (11.6%)
- 3)住居 312 (9.6%)
- 4)除染 300 (9.2%)
- 5)計画策定 276 (8.5%)
- 6)教育・進学 168 (5.2%)
- 7)中間貯蔵 161 (5.0%)
- 8)放射線量 138 (4.2%)
- 9)健康・医療 93 (2.9%)
- 10)仕事 50 (1.5%)
- 11)その他 795 (24.5%)



(1) 短期的取り組み

1) 再建の柱となる財物賠償を早期に実現する

《町民の主な意見》

- ①生活再建するための賠償を速やかに行って欲しい
- ②財物補償を速やかに行ってほしい
- ③家屋の賠償については、評価額に基づく賠償にはしないでほしい
- ④財物補償は、再調達価格に基づく補償としてほしい
- ⑤大熊町の住居のローンも支払っており、評価額の補償では納得いかない
- ⑥避難区域再編に従って賠償額を決めず、町内一律で賠償額を決めてほしい
- ⑦精神的苦痛に対する賠償額が不満
- ⑧賠償指針の定める金額に応じず、個別の補償額を提示し納得できるように努めるべき
- ⑨平等な賠償となるようにしてほしい

《取り組み》

- ・財物賠償は、町民の皆さまの生活再建を確立するために極めて重要であり、早期解決が急務でした。
- ・こうした中で、平成24年7月下旬に避難区域にある土地、家屋などの不動産等について、次のような基準が発表されました。

国による避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方の抜粋

- a) 帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労損害・就労不能損害等の幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすることにより、住民の生活再建のための十分な金額を確保することとする。
- b) 賠償の対象となる項目は以下のとおり。各項目の具体的な金額は東京電力発表の資料を参照。
(参照URL：http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html)
 - ・不動産（住宅・宅地）に対する賠償
 - ・家財に対する賠償
 - ・営業損害・就労不能損害に対する賠償
 - ・精神的損害に対する賠償
- c) なお、今後の住民の生活再建において、賠償は非常に重要な一要素ではあるが、これだけで全ての課題を解決できるものではない。政府としても、避難生活の長期化が想定される場合の公営住宅の提供や、地域における雇用の拡大、産業の振興などの課題について、各省が連携して取り組んでいるところ。国の取組姿勢を示すグランドデザインや関連施策の具体化を通じて、地域の復興に取り組んでいく。
- d) 継続して検討中の論点も残されており、今後、賠償基準として対応すべき具体的な問題点が明らかになる場合には、政府が関係市町村等と必要な調整を行い、最終的には、東京電力が追加的な賠償基準を策定すること等によって対応する。

- ・町の方針として、早期解決に向けて新たに出発する意味から、国及び東京電力(株)の提示案を一応の区切りとして前に進めていきたいと考えています。(意見①、②)
- ・町民個々の賠償額についてはこれから順に金額が示され、東京電力(株)との賠償交渉に移行していきます。国に対し引き続き要望を実施しつつ、町民ニーズ(意見③、④、⑤、⑦、⑧、⑨)に基づいた納得のいく交渉の促進を図るとともに、手続きのサポートについても支援したいと考えています。
- ・また、賠償の内容が固まると、次に避難区域の見直しが必要となってきます。そのときは、町議会、区長会などの皆さまのご意見を聞きながら方向性を出し、町民説明会を開催していきたいと考えています。
- ・避難区域の見直しの結果、3区分*のいずれになっても一律の不動産の賠償基準が適用されるようにしたいと考えています。基準では帰町までに5年(事故発生から6年)以上かかった場合は、事故前の不動産の価値の全額を賠償することになっており、町として、5年は帰還しないこと*を基本とすることから、居住制限区域、避難指示解除準備区域に相当する町民の皆さまも「帰還困難区域」の皆さまと同様に、全額不動産の賠償の対象となるよう働き掛けていく考えです。(意見⑥)

*避難区域の3区分について

◎「帰還困難区域」

現時点で、年間放射線量が50ミリシーベルトを超え、5年間を経過しても、なお、20ミリシーベルトを下回らない地域が対象で、大熊町の大部分がこの区域になる見込みです。

◎「居住制限区域」

現時点で、年間放射線量が20ミリシーベルトを越え、50ミリシーベルト未満の地区が対象です。町内では大川原地区が対象となる見込みです。

◎「避難指示解除準備区域」

現時点で、年間放射線量が20ミリシーベルト以下の地区が対象となります。町内では中屋敷地区が対象となる見込みです。

「5年は帰還しないこと」について

町民の約95%が住民登録している地域が、長期間生活できない帰還困難区域(年間放射線量50ミリシーベルト超)に指定される見通しです。このため、残り約5%の町民も生活基盤が整わず、生活することができないと判断し、5年間は帰町しないという判断をしました。

《今後の予定》

	H24 年度				H25 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1
財物賠償基準		● 国基準 公表	● 東京電力 賠償基準公表					
精神的賠償			● 東京電力へ 請求開始					
避難区域見直し			● 東京電力へ 継続請求					
			● 見直し					

2)安心して暮らせるための住居環境を確保する

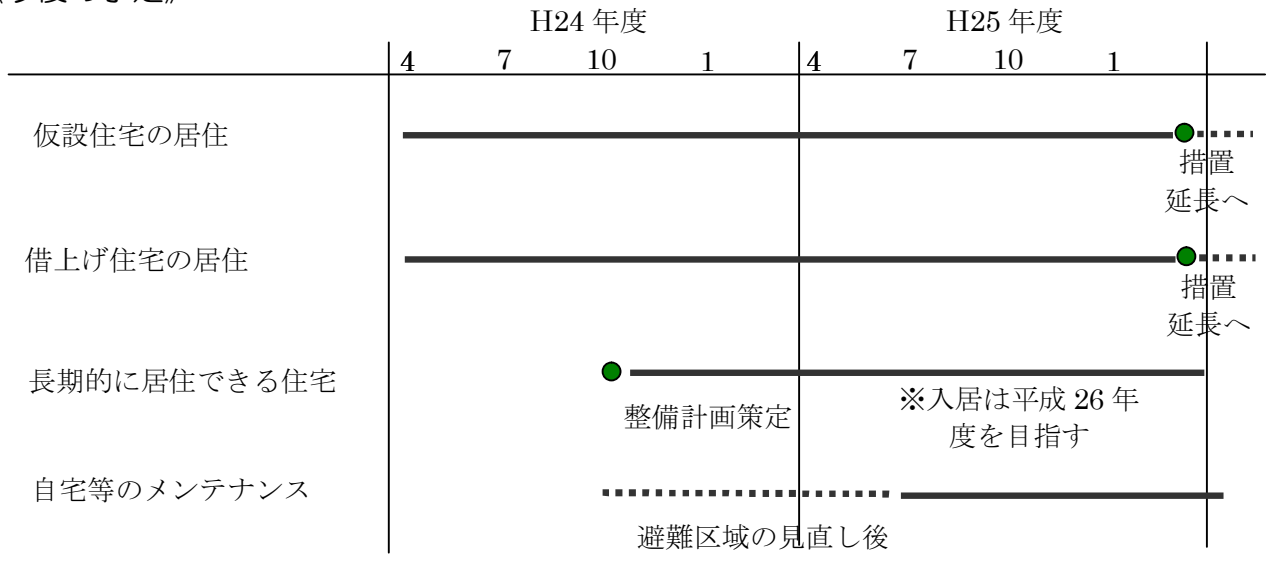
《町民の主な意見》

- ①仮設住宅と借上げ住宅で待遇に差がある（物資、情報 等）
- ②仮設住宅入居期間、借上げ補助の延長をしてほしい
- ③仮設住宅がせまく、精神的にも気を使う
- ④大熊町の家をそのまま放置しているので、帰町するとしても住める状態にない
- ⑤帰町できても、住むところがなければ意味がない
- ⑥仮設住宅は気を遣い疲れる。大熊在住時のように一戸建てに住みたい

《取り組み》

- ・町から提供する物資情報等については、仮設住宅、借上げ住宅等の区別なく提供していますが、NPO等による自主的支援は、高い支援効果を求めるあまり仮設住宅等に集中する傾向にあります。また、コミュニケーションや情報報道も個々の借上げ住宅よりも、仮設住宅等に集中しがちです。これらが要因となって待遇の差、格差意識を生んでいるものと思われます。
- ・今後は、待遇の差がなるべく生じないように、個々の借上げ住宅等の町民にも配慮しつつ、公平な物資と情報の提供に努めるようにしたいと考えています。（意見①）
- ・住居環境の確保は、生活の安定のみならず、心の安定をもたらす極めて重要なことと認識しております。長期的に居住できる住宅環境の整備については、町単独では困難なため、国及び福島県、また受け入れ市町村と十分な協議しながら計画していきます。
- ・その実現まで仮設住宅の入居期間をできるだけ延長するとともに、借上げ住宅への補助の延長をすべきと考え、関係各位に強力に要望していきます。
- ・ちなみに「福島県借上げ住宅制度」については、平成24年3月31日で今年度の契約が終了しましたが、契約期間の継続は、原則平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間延長されています。引き続き必要がある場合は、延長を強力に要望していきます。（意見②）
- ・仮設住宅は居住面積に限りがあり、これまで一戸建ての居住が約8割を占めていた町民にとっては狭小であり、居住環境も不満足なものです。出来る限り個々の改善ニーズに対して、関係各課、関係機関等で対応したいと考えています。さらに、できるだけ早い時期に長期的に居住できる住宅環境の整備を進めたいと考えています。（意見③、⑥）
- ・意見④、⑤については、町として「5年は帰還しないこと」を基本とすることから、中長期的取り組みとして考慮したいと考えています。また区域の見直しが進めば、一時帰宅が可能な地域も明らかとなり、帰還までの住宅のメンテナンスや修理なども行えるように環境整備に努めたいと考えています。

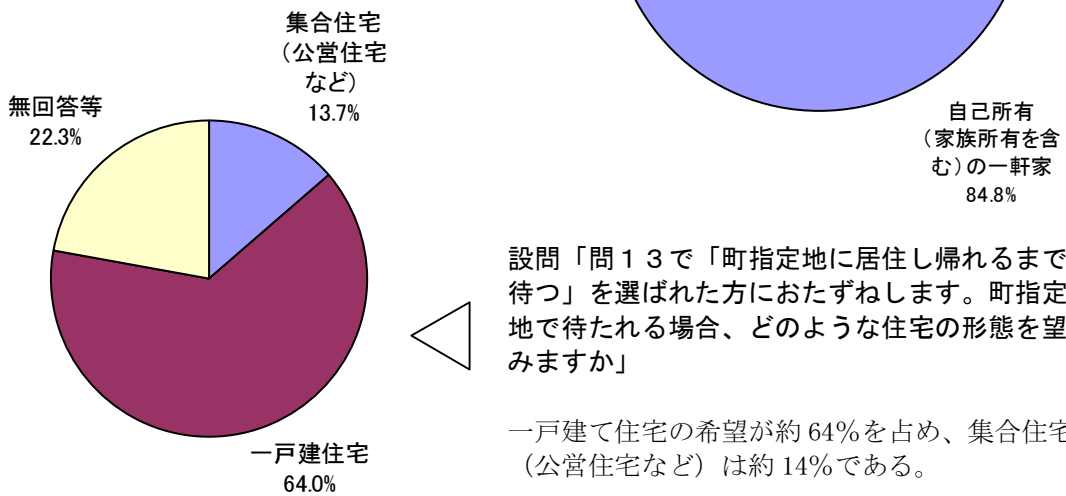
《今後の予定》



町民アンケート調査結果より

設問「あなたは大熊町でどのような住宅環境でしたか。」

圧倒的に自己所有（家族所有を含む）の一軒家が約 85%を占める。



3)安全・安心して学べる教育環境を確保する

《町民の主な意見》

- ①子どもの学力低下が心配
- ②避難先の住居が狭く、子どもが勉強する環境ではない
- ③いわきへの進学を考えているが、住宅の確保が困難である
- ④仮の町（親の居住地）が決まらなると、子どもの進学先も決まらな
- ⑤入試の際、学区がどのようになるか不安である
- ⑥このままだと、中学校の生徒数はどんどん減少してしまう
- ⑦現在の環境では、子どもの学力低下が懸念される
- ⑧中学校の学習環境が悪い
- ⑨部活動や体育が行える施設を整備してほしい（校庭・体育館）
- ⑩進学にあたって、避難地域、相双地区の高校の情報が少ない
- ⑪子どもの進学で転居しなければならない場合は、住居を優先的に斡旋してほしい

《取り組み》

- ・ 中学校の環境整備は、会津短期大学の隣地に仮設校舎を建設し、平成24年度の3学期から使用します。体育館、グラウンド等の施設の共同利用はもとより、会津大学・短大と連携を結び、教育支援を受け、教育の質の向上に努めます。教育内容では、子どもたちの読書活動（調べる学習）と体験活動を積極的に導入して、「体験活動」と「知識の獲得」の関係を大切にし、思考力、判断力の育成にも努めます。（意見①、⑥、⑦、⑧、⑨）
- ・ 子どもたちの心のケアが大切な時期であり、町教育委員会を中心に教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の連携を図り、子どもの「心の安定」を図ります。（意見①）
- ・ 住居が狭く勉強する環境に恵まれていない点については、仮設住宅地の中や集まりやすい適所に学習スペースを確保するよう努めます。（意見②）
- ・ 高校進学に関する学区割への不安については、県教育委員会の方針のもとで、平成24年度は被災者であれば住所要件に関わらず、どの地区からでも学区を越えて受験ができるような弾力的な運用をしました。平成25年度以降についても弾力的な運用ができるよう、県教育委員会に強く要望しております。（意見⑤）
- ・ より一層子どもたちへのきめ細かな指導が今後必要です。そのため一人でも多くの教員の配置を県教育委員会へ強く要望しており、小学校高学年での学年担当制を継続していきます。（意見①、⑦）
- ・ 高校に関する情報不足に関しては、県下全域の高校の情報が一望できるような情報を提供できるよう、中学校と力を合わせて対応していきます。（意見⑩）

- ・子どもの進学に伴う保護者や生徒の住居の確保については、出来る限り高校の情報とともに住宅情報の提供と斡旋に努めたいと考えています。(意見③、⑩)
- ・町外拠点（町指定地）は、現在の拠点である会津若松市、並びに町民の希望が集中しているいわき市およびその周辺が町外コミュニティとして充実すべき地域と考えており、子どもの進学先検討の参考情報としていただければと考えています。(意見④)

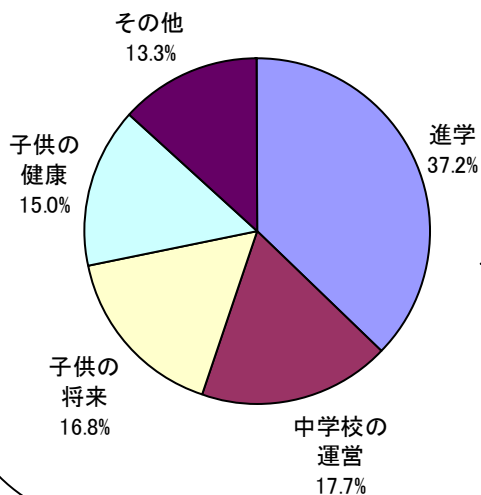
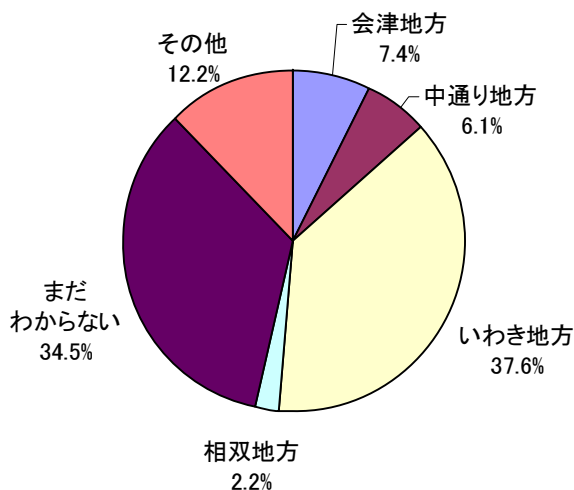
《今後の予定》

	H24 年度				H25 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1
小学校	学年担当制の継続							
中学校仮設校舎			● 建設 開始				● 新校舎 授業開始	
高校進学に関する 情報提供	必要な時期に提供							

町民アンケート調査結果より

設問「中学生の方及びそのご家族におたずねします。高校に進学する（させる）場合はどの地方を選びますか。」

いわき地方が約 38%、まだわからないが約 35%と続く。



設問「中学生の方及びご家族におたずねします。現在及び将来に対してご心配なことがあればお書きください。また、ご意見・ご要望があればご自由にお書きください。」

中学生の家族の心配点・要望等で多い順に、進学が約 37%、中学校の運営が約 18%、子どもの将来が約 17%、子どもの健康約 15%の順である。

4)ふるさと大地を取り戻すための

効果的で無駄のない除染を実施する

《町民の主な意見》

<賛成>

- ①除染して元通りになるのなら進めてほしい
- ②除染ではなく、除去してほしい
- ③高齢であり、早く除染をしてもらい、大熊へ帰りたい
- ④除染は3年を目途に実施してほしい

<反対>

- ⑤除染にかかる費用があるならば、賠償にまわしてほしい
- ⑥除染をしてもムダである
- ⑦計画どおりに除染は進んだとしても、若者、子どもは戻らない
- ⑧原発が完全に収束していないため、除染をしてもまたすぐに汚染されてしまう
- ⑨除染をしても大熊へ帰る人は少ないし、そもそもライフライン等は整備されなければ生活できない

《取り組み》

- ・除染について町民の主な意見は、早く実施すべきだという賛成（意見①から④）と、除染をしてもムダであるから反対（意見⑤から⑨）という両意見があります
- ・除染に関する町の考えは、ふるさとの大地を取り戻すためにも効果のある除染をすべきと考えています。その際、除染は町の要望というよりも、今回の責任者である国・東電の復元義務として実施すべきものと考えています。世界に対して我が国の安全性を示すためにも、国の威信をかけてしっかりと安全レベルまで除染を進め、元通りにすべきであると考えています。（意見①）
- ・大熊町全域は、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域（除染特別地域）に該当します。そのため国としては、まず平成24年度から25年度の2ヵ年にかけて、年間20ミリシーベルトから50ミリシーベルトまでの地域を除染することになっています。（意見③、④）
- ・町民の一部には、除染費用を賠償に回した方が良いのではないかと意見もありますが、賠償の必要性和除染の必要性和はあくまで別物です。除染を進めても、賠償が下がることがあってはならないと考えています。（意見⑤）
- ・これまで大熊町において除染のモデル事業が実施され、様々な知見が得られています。町内外の除染によって得られた効果的な除染方法等について研究・実践が今後継続されていきます。（意見②、⑥）
- ・町としては、効果的な除染方法の実施をより一層促進しながら、ふるさとの大地を取り戻し、次世代にバトンタッチできるように世界の英知と工夫を結集していく考えです。（意見⑦、⑧、⑨）

《今後の除染の方針》（除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）抜粋）

避難指示区域の見直し（下図区域見直し案参照）後、線量別に以下の方針で除染を実施する予定。

1. 放射線量が年間20ミリシーベルト以下となる地域

- ・除染の結果として、年間1ミリシーベルト以下となることを長期目標に。
- ・年間10ミリシーベルト以上の地域については、当面は、年間10ミリシーベルトとなることを目指す。
- ・学校再開前に校庭・園庭の空間線量率を毎時1マイクロシーベルト未満とすることを目指す。

2. 放射線量が年間20～50ミリシーベルトとなる地域

- ・年間20ミリシーベルト以下となることを目指し、20～50ミリシーベルトの地域を段階的かつ迅速に縮小することを目標とする。
- ・市町村等の関係者と協議の上、優先すべき区域を明らかにしつつ、順次、除染を実施する。

3. 放射線量が年間50ミリシーベルト超の地域

- ・国が実施した除染モデル事業の結果を勘案しつつ、効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全の確保方法を確立する。その結果に基づき、地域ごとに除染の実行可能性・効果等を明らかにし、対応の方向性を検討する。

大熊町区域見直し案



5 町民ニーズに根ざした計画を策定する

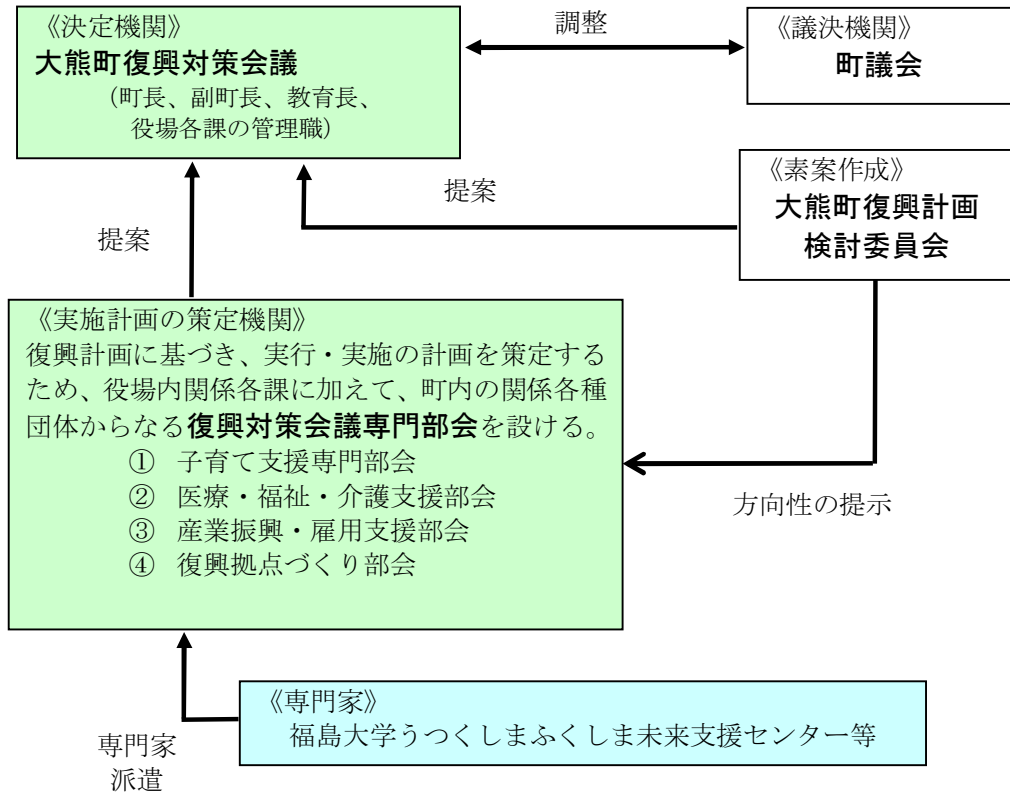
《町民の主な意見》

- ①町が何事も、早く方向性を決断してくれなければ、先に進めない
- ②長期的な話ではなく、半年後、1年後のビジョンを早く具体的に示してほしい
- ③アンケートで可否をとるべきではない
- ④今回のアンケート結果を知りたい
- ⑤町民説明会を実施してほしい
- ⑥町民の意見を聞く機会が少ない
- ⑦双葉郡内の町村がもっと協力して事をすすめるべき
- ⑧具体的な数値、スケジュール等、具体的目標を定めた計画を策定してほしい

《取り組み》

- ・今回復興計画素案を示しながら中学生以上の町民の方々にアンケートを実施してきました。先の見通しのないまま避難を余儀なくされている町民の皆さまに対し、町が考える取り組みの方向性を示すことはできました（意見①）が、様々な観点からの意見がありました。
- ・その中で目立った意見が「長期的ビジョンより、半年後、1年後のビジョンを」「具体的なスケジュール、目標を定めて」という意見で、具体的・短期的テーマに関して「いつまでに何をするのか」という観点からの問題提起が多く寄せられました。（意見②、⑧）そのため、（1）短期的取り組みと、（2）中期に向けた取り組みを中心に、町の取り組み方針を再整理することにしました。
- ・さらに、アンケート結果の公表をという意見（意見④）があり7月3日に速報版を公表し、7月15日に町民全世帯に郵送して配布してきたところです。今後のアンケートの実施についても集計分析が終われば速やかなる公表に努めます。また、アンケートで可否をとるべきではないという意見（意見③）もありました。アンケートはあくまで町民意向の大まかな傾向を把握する目的であり、方向性の可否を決定するものではありません。
- ・また、町民ニーズに根ざした計画とするため、町民の意見を聞く機会を増やすべきとの意見（意見⑤、⑥）がありました。これまでも町民参加の方法はアンケート以外に町政懇談会等を適時に開催してきましたが、今後も状況変化の進展に伴い町民ニーズの把握に努めたいと考えています。
- ・さらに、町単独の取り組みや計画ばかりでなく、双葉郡内の町村が協力して事を進めるようにという意見（意見⑦）があります。共通した課題を抱える町村同志の集まりである双葉郡町村会の会合をはじめ、各種会合など郡内の協力をもとに検討が進められる機会も多くなってきています。また、福島大学が設置した「うつくしまふくしま未来支援センター」とも連携しながら、双葉郡内の復興に向けた各種課題の解決に努めていきます。

- ・計画策定については、平成23年6月に実施した町民アンケートの中で、計画策定に関わることの希望者を募り、その中から性別・年代などのバランスや、活動履歴などを総合的に判断して町民委員8名を選考し、復興構想策定委員であった役場若手職員12名をあわせて計画策定委員会を組織しました。このような経緯で検討を進めてきましたが、計画策定のプロセスをより明確にし、かつ幅広いご意見をいただくという観点から、下図のとおり、専門家を交え詳細な対策を検討する4つの「復興対策会議専門部会」、また復興計画の決定機関として「大熊町復興対策会議」を新たに設置したいと考えています。(意見⑧)



《今後の予定》

	H24 年度				H25 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1
町民アンケート 調査の実施と公表	— ● 結果の公表				●●●●●●●● 必要に応じて調査実施			
復興計画検討委員会	— 素案の再検討							
復興対策会議	● — 立ち 復興 実施 上げ 計画案 計画案				— 計画・事業の決定			
実施計画専門部会	● — 立ち 実施 上げ 計画検討				— 事業の実施			
町議会	— 進捗報告				— 事業の進捗報告			

(2) 中期に向けた取り組み

平成24年5月から6月にかけて実施した町民アンケートにおいて、「今後、町が設ける復興の拠点となる町指定地はどこがよいか」について聞いたところ、いわき市及びその周辺が約7割を占めました。

この傾向は、「帰れるまで待つ」、「町に戻らない」に関わらず大差なく、たとえ戻らなくても大熊町が何らかの形で存続し、心の拠り所、故郷としてふるさと情報を発信し続ける拠点であること、さらに、変わらない支援を継続していく拠点であること、この2つの役割が重要であることを示唆していると考えられます。

《町民の主な意見》

- ①早期の帰郷を実現してほしい
- ②復興拠点を早く決定してもらわないと、今後の計画が立てられない
- ③高齢であり、いつもまでも待ってられない。早く、定住地を決定してほしい
- ④早く落ち着いて暮らせる場所を決定してほしい
- ⑤いわき周辺ではあいまいなので、場所を特定してほしい
- ⑥仮の町設置については、いわき市等との調整をしっかりと行ってほしい
- ⑦仮の町を受け入れる地元の人たちの理解を得られないのではないかと
- ⑧大川原等に復興拠点を置くとしても、ライフラインが整備されないと戻れない
- ⑨町ごと、どこか他の地域に永久移住すべき
- ⑩復興拠点には老人介護施設を建設すべき
- ⑪町村合併し、まとまって仮の町をつくるべき
- ⑫仮の町はいわきにこだわる必要はない
- ⑬仮の町は双葉郡の方がよい

現在の避難状況からみて、会津若松市といわき市はほぼ同数であり、合わせて約5割以上の町民居住の拠点となっています。そのうち会津若松市に、役場の拠点（会津若松出張所）と学校教育の拠点（大熊町立熊町小学校、大野小学校、大熊中学校）があり、短期的にみた町の復興拠点となっています。（意見②、③、④）

また早期の帰郷の実現への期待（意見①）も根強く、ふるさと大熊町内の低線量地域（大川原等）に除染、治安維持の拠点を設け、そこを前線基地としてライフラインの整備とふるさと大地への帰還を目指す考えです。（意見⑧）

さらに、町民アンケートにおいて町指定地として回答が集中した「いわき市及びその周辺」における新しい復興拠点づくり（町外コミュニティの構築）を目指す考えです。（意見②、③④、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬）

以上を踏まえて、次の4つの取り組み方針を「町の復興に向けた基本的考え方」として掲げました。

1) 会津若松市の現拠点の維持強化を図る

現拠点である会津若松市の維持強化を図るとともに、各避難先での民間、公営住宅の借上げ措置などを充実させ、生活環境の向上に努めます。新規拠点（いわき市周辺）への移行まで、役場機能と教育施設は、会津若松市に継続させて機能強化を図ります。



会津若松市内での大熊町の小学校運動会

2) 大川原地内に除染、治安維持の拠点を設ける

町内の放射線量が年間積算線量で20～50ミリシーベルトの区域を除染し、第1次拠点を設けます。除染、廃炉に向けた作業の効率化、大熊町内の治安維持を主眼とします。

また、一時帰宅の拠点とします。（目標2年後）

前線基地としての役割

① 町内拠点は、大川原地内とし、町内復興の拠点として整備します

- ・町内拠点は、国による除染で年間積算線量20ミリシーベルト以下とした上で、大川原地内とします。
- ・大川原地内に除染及び各種インフラ復旧、治安維持のための拠点整備を行います。
- ・町内復興・復旧の拠点として、必要な事業（警察、消防、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど。）の再開を図ります。

② 年間積算線量は、段階的に1ミリシーベルト以下を目指します

- ・放射線の線量基準は、国の定めた基準とするが、当面は年間積算線量20ミリシーベルト以下を目標とします。
- ・段階的に年間積算線量5～10ミリシーベルト、1～5ミリシーベルトを目指し、最終的には、学校再開基準である年間積算線量1ミリシーベルト以下を目指します。

③ 大川原地内を優先に公共インフラの復旧に努めます

- ・公共インフラは、町内拠点となる大川原地内を優先に復旧します。
- ・上水道については、震災による被害状況確認及び水質調査を行い、早期復旧に向けた作業を行います。
- ・下水道については、震災による被害状況の確認を早急に行い、既存処理場での処理か新たに合併浄化槽を設けて処理するかを判断することとします。
- ・町内から発生するごみ等については、放射性物質汚染対策特措法の特定廃棄物に該当するため、その処理・処分については国の責任において行います。
- ・電気、ガスについては、復旧に向けた調査を行い、必要に応じて復旧作業を行います。
- ・交通基盤整備については、復興のためかかせないインフラであるので、震災による被害調査を早急に行い、除染と併せ、優先順位を付けて復旧を図ります。

3)いわき市周辺に拠点（町指定地）を設ける

町指定地は、出来るだけふるさとに近く、気候的にも同様な場所が望ましく、いわき市周辺に設けます。町指定地に役場機能と教育施設を設置しますが、教育施設は双葉郡内町村との連携も検討します。また病院や福祉施設、長期間居住できる住宅などの必要な施設（下枠図参照）を順次整備し、住宅環境が整いしだい移転できる方から移転を始めます。

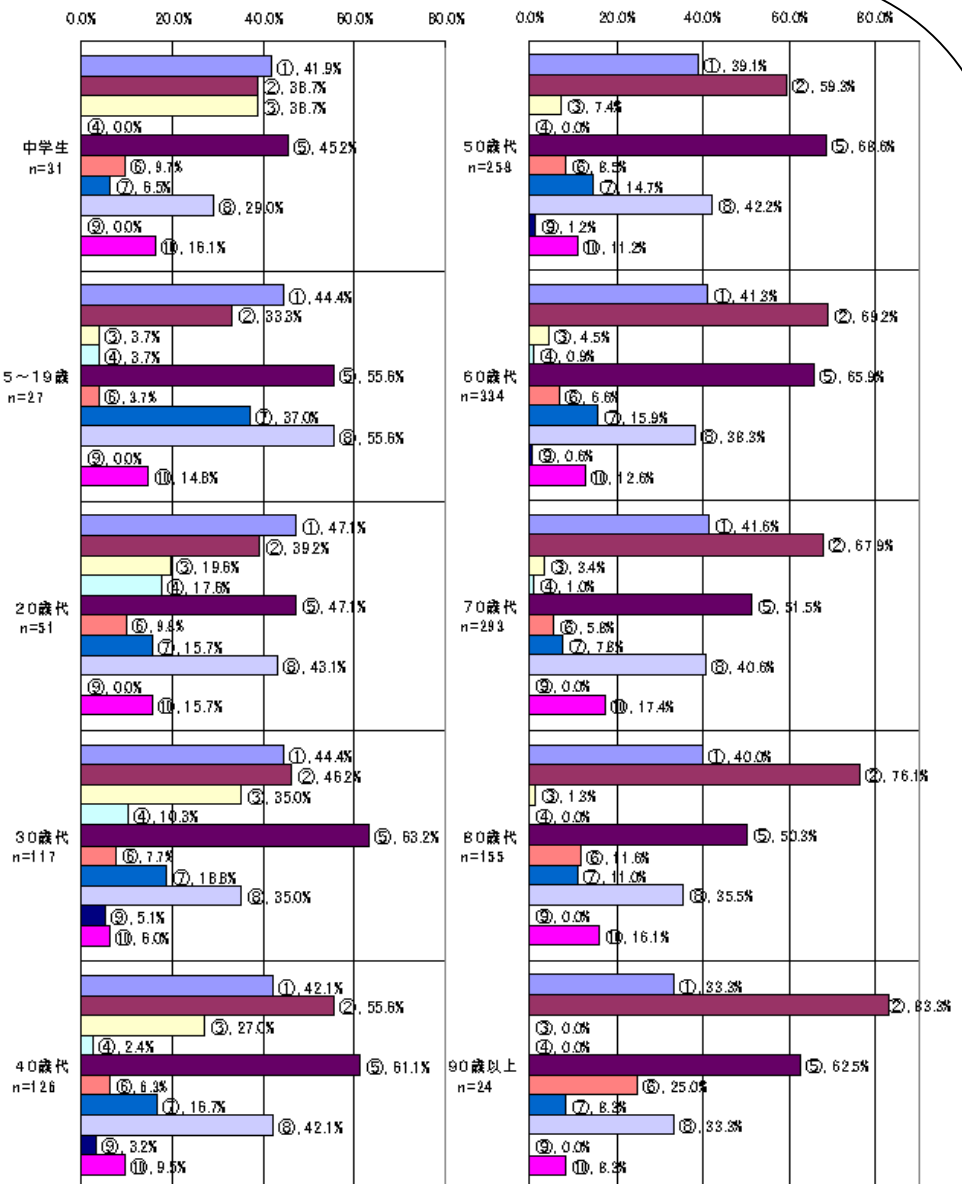
また、いわき市周辺への拠点設置と並行して、会津若松市周辺の住宅環境についてもさらなる充実を図ります。（目標5年後）

4)除染をし、将来、自然の大地を取り戻す

大熊町には福島第一原子力発電所の1～4号機までの原子炉があり、廃炉事業に伴う作業員の安全を十分に確保し、世界へ廃炉技術の発信をしていくには、全町除染が必須条件となります。（目標10年後）

町民アンケート調査結果より

- ・設問「町指定地に居住して帰れるまで待つを選択した方が、町指定地についてどのようなことを望みますか」という回答を、年代別にクロス集計して図化したものです。
- ・一般的にみて「病院や福祉施設の充実」「長期間居住できる住宅」「放射線量が低い場所」「交通の便が良い場所」などが多い傾向にあります。
- ・年代別にみると、就学、子育て、病院・福祉など各年代の特徴を反映しています。
- ・ちなみに、「15から19歳」は、他と比較して「商業施設の充実」「交通の便が良い場所」の回答割合が多くなっています。



①放射線量が低い場所 ②病院や福祉施設の充実 ③幼稚園、小・中学校の設立
④子育て環境の充実（保育施設など） ⑤長期間居住できる住宅の提供 ⑥コミュニティの維持
⑦商業施設の充実 ⑧交通の便が良い場所 ⑨その他 ⑩無回答等

以上、1)～4)の4つの取り組み方針を図化したのが下図です。

"ニュー大熊町"までの道のり

○除染により、町民が安心して暮らせる環境を取り戻すまで、新たな拠点の調整を関係機関と行いながら段階的に「ニュー大熊町」スタートの準備を進める。

○この間、避難先である会津若松市、新たな拠点候補地である「いわき市周辺」において行政サービス、教育環境等、低下させることなく対応する。

現在(平成27年頃まで)

避難先(会津若松市)の機能強化

- ・役場機能の充実・強化
- ・幼稚園から中学校までの一貫した教育機関の充実
- ・子育て支援の充実
- ・住宅環境の向上

大熊町内の除染・治安維持の拠点(大川原地内)準備開始

3年後(平成27年～29年頃まで)

いわき市周辺での拠点づくり

(役場機能・教育機関の移転準備開始)

- ・いわき市周辺への住宅環境の整備
- ・いわき市周辺への教育機関の移転準備
- ・移転可能な方から「拠点」への移転開始

5年後(平成29年～33年頃まで)

いわき市周辺に拠点設置

(役場機能・教育機関の移転完了)

- ・新たな拠点で役場業務を開始
- ・新たな拠点での教育機関再開
(双葉郡内での学校など統合も視野)

会津若松市周辺の住宅環境の充実

10年後からその先に向かって

大熊町を取り戻し“ニュー大熊町”の誕生へ

～復興に向けた基本理念～

1. 大地の復活
2. 暮らしの復興
3. 産業の復興
4. おおくまからの発信

継続的な除染により、自然の大地を取り戻す

3. あなた自身の生活再建

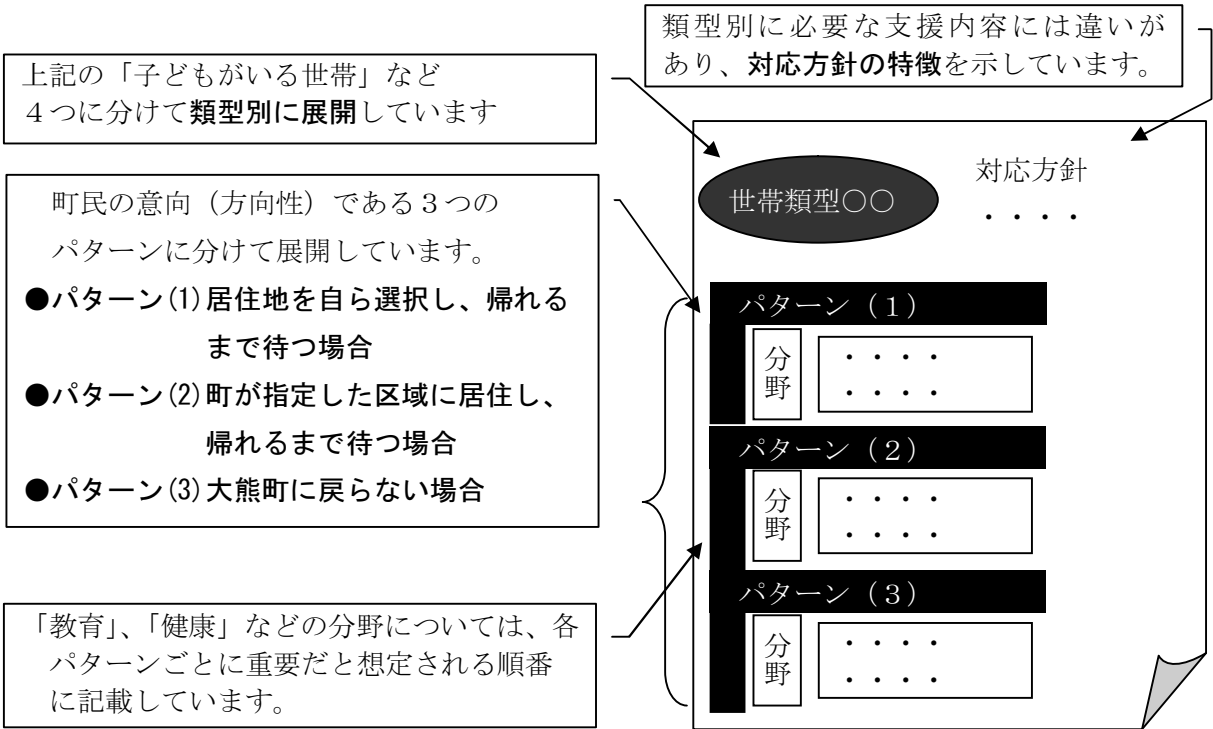
復興計画検討委員会においては、細かな世帯類型（独居高齢者、小中学生、高校生など）に分けて検討してきましたが、共通の支援内容が多く、あまり分類を細かくしすぎるのも、かえってわかりづらいとのことで、下記の4つの類型として再建の支援方針を整理しました。

引き続きこの支援方針に基づき、専門家の参加のもと4つの復興対策会議専門部会において、テーマ別の実施計画を検討し実行に移していきます。

あなたのご家族は、どの世帯類型に当てはまりますか？
該当するページに、支援内容を記載しています。



<p>●類型1 【子どもがいる世帯】 乳幼児から大学生までの子どもがいる世帯です。</p>	21ページ
<p>●類型2 【高齢者がいる世帯】 高齢者（65歳以上）がいる世帯です。</p>	24ページ
<p>●類型3 【特別にサポートが必要な世帯】 病気、障がいをお持ちの方など特別にサポートが必要な世帯です。</p>	27ページ
<p>●類型4 【一般世帯】 社会人のみで構成されている世帯です。</p>	30ページ



次ページからの構成は、上記のとおりです

子どもが
いる世帯

【対応方針】子どもを抱える世帯の方は一般世帯と比較し、より多くの健康への不安やストレスを感じており、その支援が重要です。また、教育関係等の悩み事を抱える傾向もあるため、そのサポートが必要となります。そのため安心して学習活動や日常生活が送れるように、多様な支援を実施していきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

教育	<p>☆ 選択した居住地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が避難先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に避難している子どもたちによる交流会の開催 など <p>☆ 経済的理由や就学情報不足により、避難先で安心して学校生活を送れないなどの課題があり、より一層の教育環境のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金制度のさらなる充実を検討 など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、選択した居住地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 ・健康管理手帳の検討 ・子どもの健康管理のための線量計配布 など <p>☆ 選択した居住地において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種子育て支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、避難先の関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会立ち上げ及び活動の支援 ・子育てに対する避難先支援組織の紹介 ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため町からの情報が届きにくいという状況を踏まえ、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける子育て、教育などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスの低下に不安を感じることをないよう避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先で保育所へ入所できるための支援 など

【子どもがいる世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【子どもがいる世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

教育	<p>☆ 長期化する避難生活の中で、学力向上、友達との交流の維持継続、心のケアなどが課題であり、教育施設などを整備することにより、充実した教育サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校の充実した教育環境の整備と学校教育に関する相談窓口の設置 ・高校入学における学区制の緩和を求める要望 ・放射線に関する正しい知識の習得 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 ・奨学資金制度のさらなる充実の検討 ・大熊町の歴史や文化を学ぶ教育への取り組み など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、町指定地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 ・健康管理手帳の検討 ・子どもの健康管理のための線量計配布 など <p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・医療機関や各種子育て支援団体とのネットワークの活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや教育に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・転居するまでの借上げ住宅の継続支援の要望 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、町指定地において、コミュニティを形成し絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを抱える町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける子育て、教育などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
行政	<p>☆ 町指定地に役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、保育施設や医療福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童医療福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・子育てサポートを提供できる施設の整備 など

パターン（３）大熊町に戻らない場合

【子どもがいる世帯】パターン（３）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 子育てや教育関係で思いもつかない費用や支援が必要となっており、特性に応じた補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、子育てや子どもの教育に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや子どもの教育などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける子育てや子どもの教育などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふさと大熊町の情報の発信 など
教育	<p>☆ 町から離れることを選択することで、新しい土地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が転居先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に転居・避難している子どもたちによる交流会の開催 など
健康	<p>☆ 子育て世帯にとって放射線による健康不安は極めて大きく、転居した居住地においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 転居した居住地において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種子育て支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
雇用	<p>☆ 子育てを安心してできる生活設計が課題であり、転居先の関係機関への協力要請を通じて雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから、いじめや登校拒否など不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・転居先自治体への協力要請による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆ 子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、転居先のサポート機関と連携し、子育て環境などの改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大熊の子どもが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・転居先での子育てに対する支援組織の紹介 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスを受けられるかなどの不安を感じている中で、転居先自治体への協力要請により変わりのないサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など

高齢者が いる世帯

【対応方針】高齢者がいる世帯は、避難先での住環境の変化や地域コミュニティの変化などにより、心身の健康に大きな不安を抱えています。そのため安心して日常生活が送れるように、定期的な訪問やコミュニティの形成・維持などの多様な支援を実施していきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

【高齢者がいる世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先で高齢者福祉施設への入所、サービスの享受に関する支援 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける高齢者などに関する情報の充実 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 ・操作が簡単でわかりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して高齢者が暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会立ち上げ及び活動支援 ・高齢者に対する避難先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・高齢者の生きがいつくりの活動支援 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【高齢者がいる世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の高齢者医療福祉サービスを受けられるかどうかなどの不安を感じている中で、高齢者医療福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・高齢者サポートを提供できる施設の整備 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける高齢者などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・操作が簡単でわかりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
行政	<p>☆ 町指定地に役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅の継続支援の要望 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、町指定地においてコミュニティを形成し、絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 ・高齢者の生きがいがいづくりの活動支援 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・町指定地周辺の各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による相談会の開催と弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など

パターン（３）大熊町に戻らない場合

【高齢者がいる世帯】パターン（３）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、高齢者生活に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける高齢者生活などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、転居先自治体への協力要請により変わりのないサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して高齢者が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・転居先自治体への協力要請による安心して高齢者が暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 高齢者を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、転居先のサポート機関と連携し、高齢者の生活環境などの改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・転居先の高齢者に対する支援組織の紹介 など
健康	<p>☆ 転居先において各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種高齢者支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 転居先においても放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害防止 など
雇用	<p>☆ 高齢者を抱える家族の就業改善や雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など



会津若松市で行われた” おおくまふるさとまつり”

特別にサポートが
必要な世帯

【対応方針】 周りにサポート環境があり日常生活が送れていた方々には、きめ細かで、しかも専門的なノウハウや技能を持った人によるサポートが受けられるように支援します。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方が、避難先においてもきめ細かなサービスが得られるよう支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による訪問巡回サービスの提供 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除いた安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心できる居住環境への支援 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、避難先のサポート機関と連携し、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会の立ち上げ及び活動支援 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・特別なサポートを必要とする避難者に対する避難先支援組織の紹介 など
教育	<p>☆ 選択した居住地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が避難先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による児童の教育相談窓口の紹介 ・避難先における児童関連の専門家との連携 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 ・避難先の職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・広報紙、ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・操作が簡単で分かりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備の検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方に対し、きめ細かなサービスの提供・支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・特別なサポートを提供できる組織の設置 ・訪問巡回サービスの提供 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由で過酷な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除き安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なサポートを必要とする方に配慮した復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅などの継続支援の要望 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、開設するサポート機関と連携し、コミュニティの育成支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による“絆”強化 ・特別なサポートを必要とする方に対する支援組織の育成・支援 など
行政	<p>☆ 役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
教育	<p>☆ 長期化する避難生活の中で、学力向上、友達との交流の維持継続、心のケアなどが課題であり、特別なサポートを必要とする方に配慮した教育施設を整備することにより、充実した教育サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なサポートを必要とする方に配慮した教育施設の整備 ・児童相談窓口の開設と児童関連の専門家との連携 ・放射線に関する正しい知識の習得 ・全国に避難している子どもたちとの交流会の開催 ・奨学資金制度のさらなる充実の検討 ・大熊町の歴史や文化を学ぶ教育への取り組み など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労相談会の開催やハローワークとの連携 ・職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 ・仮設店舗や仮設工場の紹介や斡旋 ・民間企業への雇用確保の働きかけ ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 ・操作が簡単で分かりやすい電子媒体などを利用した情報提供の体制整備の検討 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町指定地において各種健（検）診の実施と健康相談窓口を開設 ・町指定地周辺の医療機関や各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（３）大熊町に戻らない場合

【特別にサポートが必要な世帯】パターン（３）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者特性に応じた補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、生活に関する情報が不足がちになることから、多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・ホームページにおける情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
医療福祉	<p>☆ 特別にサポートが必要な方が、避難先においてもきめ細かなサービスが得られるよう支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
生活	<p>☆ 避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除いた安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・転居先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、避難先のサポート機関と連携し、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ ・特別なサポートを必要とする避難者に対する避難先支援組織の紹介 など
教育	<p>☆ 町から離れることを選択することで、新しい土地での就学支援や、友達との交流の維持継続、児童生徒が転居先の学校に溶け込めるような具体的な働きかけなどが課題であり、多様な相談事項への対応や避難先での不安の解消に、より一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による学校教育相談窓口の紹介 ・全国に転居・避難している子どもたちによる交流会の開催 など
雇用	<p>☆ 特別にサポートが必要な方の雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 ・避難先の職業センター、就業・生活支援センターなどとの連携 など
健康	<p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体への協力要請による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体への協力要請による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など <p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

一般世帯

【対応方針】一般世帯は、社会人のみから構成される世帯を想定しています。健康で働きながら町を支える世代層でもあります。そのため、一日も早く生活再建を成し遂げられるように、しっかりと支援をしていきます。

パターン（１）居住地を自ら選択し、帰れるまで待つ場合

生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅の継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 全町避難によりこれまで形成されてきた地域コミュニティが失われており、避難先自治体との連携や町独自の行事の開催により、町民間の絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会の立ち上げや活動支援 ・避難先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、避難先の関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先ハローワークとの連携 など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、避難先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による各種健（検）診の実施と健康相談窓口の紹介 ・避難先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 選択した居住地での医療福祉サービスの低下に不安を感じることがないように避難先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
情報	<p>☆ 全国各地に避難を余儀なくされているため、町からの情報が届きにくいという状況があり、欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と町との懇談会の実施 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・広報紙、ホームページにおける各種生活再建支援、行政情報などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・生活再建に被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活が送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

【一般世帯】パターン（２）町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合

生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる復興公営住宅などの建設整備 ・町指定地に転居するまでの借上げ住宅などの継続支援の要望 など <p>☆ 全町避難により町民の絆が失われている中で、町指定地においてコミュニティを形成し、絆の維持発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の立ち上げと活動支援 ・町指定地周辺との交流 ・町民イベント、文化活動、スポーツ活動などの育成・支援による“絆”強化 など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、関係機関と連携して雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職相談会の開催やハローワークへの紹介 ・仮設店舗や仮設工場などの紹介や斡旋 ・関係機関と協議しながら農業を利用した雇用創出の検討 ・民間企業への雇用確保の働きかけ など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・健康管理手帳の検討 ・放射線に関する健康相談窓口の開設 など <p>☆ 各種健（検）診の受診体制を整備し、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の実施と健康相談窓口の開設 ・医療機関や各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 震災前と同様の医療福祉サービスを受けることができるかなどの不安を感じている中で、医療施設や福祉施設を設置することにより充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉サービスの提供に関する相談窓口の開設 ・医療・福祉サポートを提供できる施設の整備 など
情報	<p>☆ 欲しい情報をリアルタイムで提供できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に集える情報ステーションの設置 ・広報紙、町ホームページにおける生活再建などに関する情報の充実 ・電子媒体などを利用した情報提供の体制整備を検討 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 ・行政手続きがインターネットで行えるシステムの検討 など
行政	<p>☆ 役場機能を開設し、充実した行政サービスの提供に努めます。</p>
補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士会による賠償相談会の開催や弁護士会などの専門組織への協力要請 ・生活再建に被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・支援組織とのネットワーク化による差別や風評被害の防止 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

パターン（３）大熊町に戻らない場合

【一般世帯】パターン（３）大熊町に戻らない場合

補償・賠償	<p>☆ 生活再建に向けて避難生活により被ったさまざまな事象に対し、被災者が納得できる補償・賠償のサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先の司法書士会、弁護士会などの専門組織への協力要請 ・被災者が納得できるような補償・賠償として関係機関に要望 など
情報	<p>☆ 町から離れることを選択することで、生活再建に関する情報が不足がちになります。多様な関連情報を希望者に配信し、絆の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建などに関する情報の充実した広報紙を希望者に配布 ・町ホームページにおける生活再建などに関する情報の充実 ・多彩なメディアの活用によるふるさと大熊町の情報の発信 など
生活	<p>☆ 全町避難により仮設住宅や借上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して家族が暮らせる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ住宅などの継続支援の要望 ・転居先自治体との連携による安心して暮らせる居住環境への支援 など <p>☆ 全町避難によりこれまで形成されてきた地域コミュニティが失われており、転居先自治体との連携や町独自の行事の開催により、町民間の絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先支援組織の紹介 ・町民が集えるイベントの参加の呼びかけ など
雇用	<p>☆ 家族全員が安心して暮らせる生活設計が課題であり、転居先の関係機関への協力要請を通じて雇用の促進に向けた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先ハローワークとの連携 など
健康	<p>☆ 放射線による健康への不安の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による影響が考えられる各種検査の継続的な実施 ・放射線に関する健康相談窓口の紹介 など <p>☆ 各種健（検）診を受診できるかなどの不安があり、転居先自治体と連携を図り、健康問題の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による健康相談窓口の紹介 ・転居先自治体との連携による各種支援団体とのネットワーク活用 ・メンタルヘルス対策の充実 など
医療福祉	<p>☆ 転居先での医療福祉サービスの低下に不安を感じることがないように、転居先自治体と連携を図り、充実したサービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居先自治体との連携による相談窓口の紹介 など
風評被害	<p>☆ 放射線に関する認識の違いから風評被害や不安が広がっている中で、差別のない生活を送れるようサポートに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の正しい理解のための講演会や勉強会などの開催 ・ホームページなどを通じた風評被害の防止 など

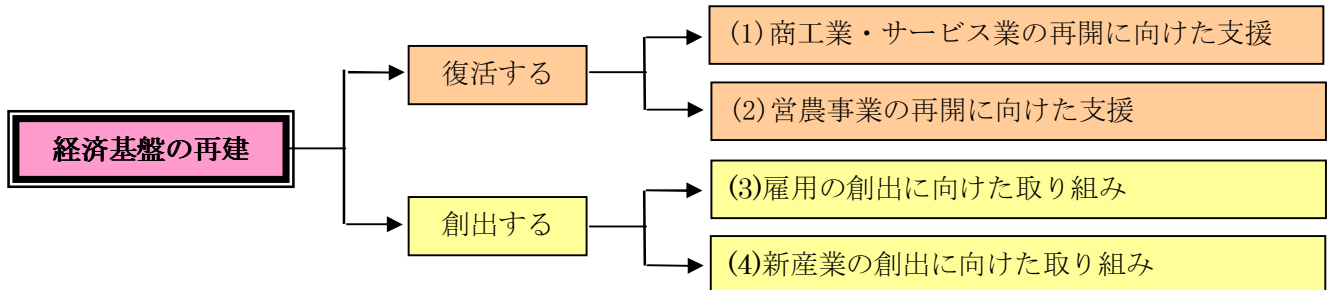


会津若松市内にある仮設住宅

4. 事業再建、および雇用・新産業の創出

商工業やサービス業、農業を営まれていた自営業の皆さまや、会社員、パート・アルバイトとして勤務されていた多くの町民が職を失っている、という実態がアンケート結果（下枠図表参照）に表れています。

町民の皆さまの経済基盤の再建にあたっては、大別して下記の4つの方向性を考えています。



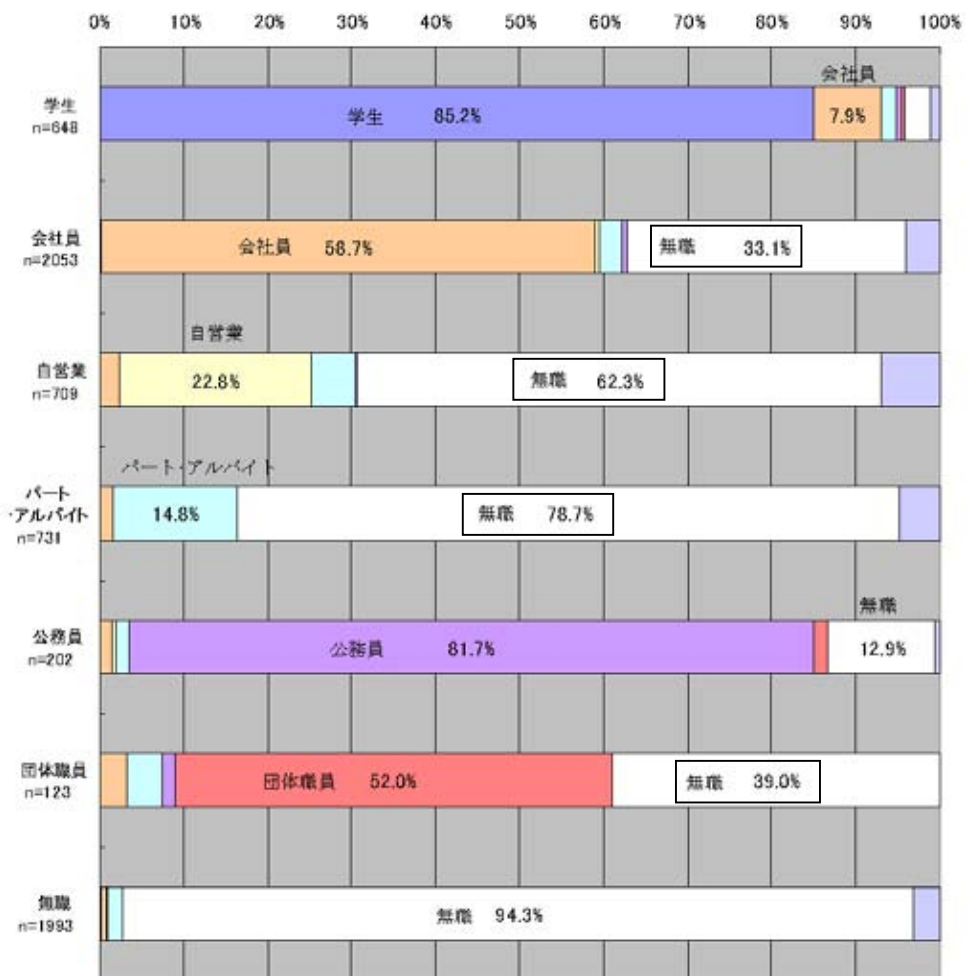
町民アンケート調査結果より

職業の変化（震災時 6,519 人と、現在 6,519 人の構成比の比較）単位：%

職業	学生	会社員	自営業	パート、 アルバイト	公務員	団体 職員	無職	無回答等
震災時	9.9%	31.5%	10.9%	11.2%	3.1%	1.9%	30.6%	0.9%
現在	8.6%	20.0%	2.8%	4.0%	2.8%	1.1%	56.7%	4.0%
増減	-1.3%	-11.5%	-8.1%	-7.2%	-0.3%	-0.8%	26.1%	3.1%

・震災時と現在と比べると、「無職」の増加が約26%ある一方で、「会社員」「自営業」等の減少が目立ちます。（○印参照）

・震災時の職業と現在の職業を比較すると、「パート・アルバイト」の約79%、「自営業」の約62%、「団体職員」の39%、「会社員」の約33%が新たに無職化していることがわかります。（□印参照）



* n=回答者数

(1) 商工業・サービス業の再開に向けた支援

① 資金繰りに対する支援

- ・ 事業の再開や新たな事業分野での起業に必要な設備資金や運転資金の借入に対するサポート
- ・ 信用保証等に係る資金調達環境の整備
- ・ 既往債務（二重ローン）の負担軽減を図るための適切な対応
- ・ 手元資金の確保や滅失・損壊した資産に代わる資産の取得に際し、税制面での優遇措置 など

② 事業用施設等の復旧・整備に対する支援

- ・ 仮施設（店舗（協同店舗等）・事務所・工場等）の整備（原則無料貸出）
- ・ 事業用地や施設（店舗・事務所等）の斡旋・紹介や情報提供 など

③ 事業機会の確保に対する支援

- ・ 町が行う事業の優先発注
- ・ 発電所の復旧、除染、廃炉に伴う研究施設の建設等の各種復興事業を優先的に受注できる環境整備
- ・ 再生可能エネルギー研究拠点の誘致や地域資源を活かしたエネルギー関連産業の集積化による事業機会創出 など

④ 経営相談・販路開拓等に対する支援

- ・ 専門家による資金調達や事業再建等に係る個別相談（派遣）
- ・ 販路開拓のための商談会・展示会や異業種交流会等の開催 など

⑤ 従業員確保に対する支援

- ・ ハローワーク等との連携による人材確保や雇用の維持
- ・ 産業人材の育成を図るための従業員教育（研修）等のサポート など

⑥ 風評被害に対する支援

- ・ 放射線検査体制の整備、需要に応じた検査の実施
- ・ 各種情報媒体を通じた迅速かつ的確な情報発信
- ・ イメージアップキャンペーン等の実施 など

(2) 営農事業の再開に向けた支援

① 営農用地の斡旋

- ・ 避難先での営農が円滑に行えるよう営農用地の斡旋・紹介や情報提供 など

② 資金繰りに対する支援

- ・ 営農の再開に必要な設備資金や運転資金の借入サポート
- ・ 信用保証等に係る資金調達環境の整備 など

③ 経営・生産方式の高度化に対する支援

- ・ 風評被害、土壌汚染及び気候変動等の影響を受けない安心・安全な生産が可能な植物工場、養液栽培等の導入
- ・ 6次産業化の推進等の新たな経営・生産方式の導入やネットワーク化に向けた取組推進 など

④ 風評被害に対する支援

- ・ 各種情報媒体を通じた適時・適切な情報発信や販売促進キャンペーン等の実施
- ・ 放射線検査体制の整備と生産品のモニタリング検査等による生産者・流通事業者・消費者への迅速かつ的確な情報発信 など

⑤ 農作物の買い上げ

- ・ 国に対して、基準値を超える線量が検出された農産物全量買い取りを要望 など

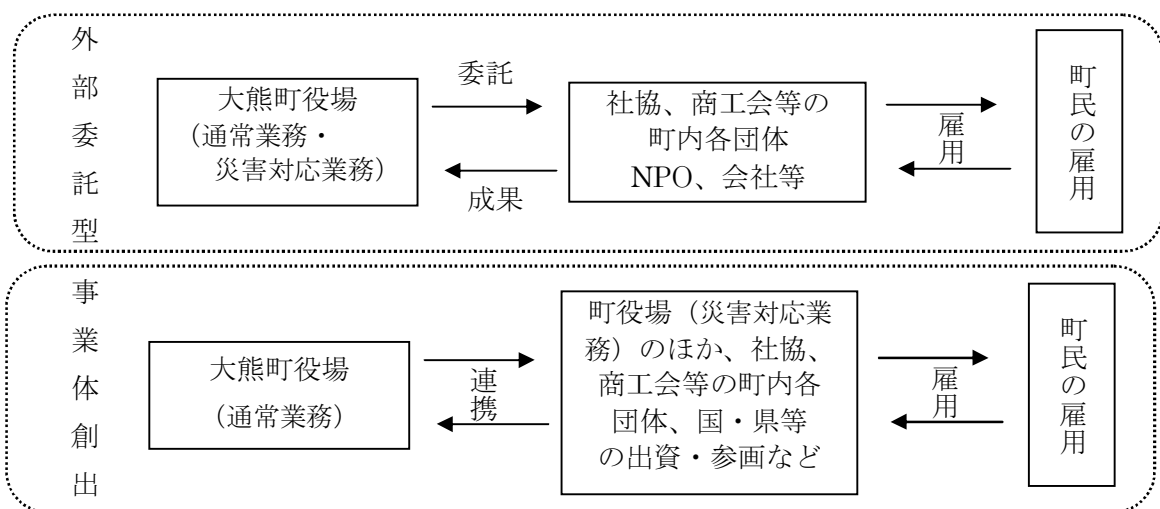
(3) 雇用の創出に向けた取り組み

① 現在取り組まれている事業等による雇用創出

- ・国の東日本大震災に対応した雇用創出基金事業を活用した福島県の「がんばろう福島!“絆”づくり応援事業」などの継続的な実施 など
(大熊町活用例：外部に委託して学校までのスクールバス運転・添乗業務を実施など)

② 新しい仕組みづくりによる雇用の創出

- ・新しい雇用創出の仕組みは、復興交付金等を財源としながら町民等を積極的に雇用し、被災者が抱える生活再建・事業再建への支援ニーズを解決する事業を公共・公益事業として戦略的・総合的に実施する仕組み。
- ・事業主体を大別すると次の2通りのケース（外部委託型、事業体創出型）。
- ・外部委託型のイメージは、現在の福島県の「がんばろう福島!“絆”づくり応援事業」。社協、商工会等の町内の各団体やNPO、会社等の外部に委託（アウトソーシング）する形態。外部の委託先による町民雇用。
- ・事業体創出型のイメージは、全国のまちづくりで実施されている「まちづくり会社」のイメージ。町役場以外に多くの関係者（社協、商工会等の町内各団体、国・県等）の出資・参画により新たな共同事業体（仮称：皆でがんばっぺ大熊）を創出する形態。新事業体による町民雇用。



- ・取り組む事業内容は、子育て支援・教育分野、医療・福祉・介護支援分野、産業振興・雇用支援分野、復興拠点づくり分野など
- ・事業レベルとして考えられるのは次の2段階。
- ・第一次レベルは、生活再建や事業再建に関するもので、比較的短期的、簡易的、ソフト的な性格をもつレベル。取り組みとして、避難者への安心見守り・情報提供収集、自治体との連絡調整、支援物資の整理・配布、来客・病人への対応、老人の介助支援、子どもの遊び相手、警備業務、施設内清掃、草刈り業務、巡回バスの運転業務、放射線測定作業、町役場の臨時職員など。
- ・第二次レベルは、中期に向けて継続的に実施するソフトからハードにわたる性格を持つレベル。取り組みとして、訪問看護や暮らしの再建コーディネータなど専門的なマンパワーによる継続的な事業運営、共同施設（店舗、工場、農場など）のほか、病院・介護施設、学校、集会所、住居施設などの整備運営など。

(4) 新産業の創出に向けた取り組み

① 積極的な企業誘致や研究機関等の誘致

- ・特区制度等の活用による企業誘致のほか、メガソーラー発電所の建設や再生可能エネルギーに関する最先端の研究開発機関の誘致 など

② 次世代型のエネルギー関連産業の創出

- ・原子力発電所の業務に従事してきた技術者や地元の電力関連企業のノウハウ等の地域ポテンシャルを活用した研究機関等との連携による新たなエネルギー関連産業の創出 など

5. 国（政府）、東京電力（株）に対する要望実績

震災の発生以降、大熊町及び大熊町議会は、国（政府）及び東京電力（株）に対して、次のとおり、要望申し入れを実施しています。

1. 国（政府）に対する要望申し入れ

(1)平成23年4月28日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人 農林水産大臣 鹿野 道彦
厚生労働大臣 細川 律夫 経済産業副大臣 松下 忠洋

○要望者

大熊町、大熊町議会

○東日本大震災に係る要望

- ・ 事故を一刻も早く終息させること
- ・ 原子力災害の補償は、国の責任で全額補償すること
- ・ 被災者の民間アパート借上げについて、支援対象とすること
- ・ 個人事業者・中小企業者の営業補償仮払いを実施するよう指導すること
- ・ 一時帰宅について、1世帯複数人の帰宅、自家用車の持ち出し、3km圏内の立ち入りについて特別な措置を講じること

(2)平成23年6月29日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人 内閣官房長官 枝野 幸男
文部科学大臣 高木 義明 原子力経済被害担当大臣 海江田 万里
農林水産大臣 鹿野 道彦

○要望者

大熊町

○原子力事故の賠償及び原子力損害賠償紛争審査会の指針に関する要望

<指針全体について>

- ・ 中間指針の位置づけを明確化し、最終決定としないこと
- ・ 政府指示等が解除された後発生する損害についてもきちんと賠償されるようすること

<個別損害賠償の内容について>

- ・ 終期の考えについて明確化すること
- ・ 精神的損害の損害額算定期間は、警戒区域の場合12ヶ月以上とすること。第2期の期間も同様とすること
- ・ 精神的損害額の算定額は、警戒区域内の住民は増額すること。加えて、3km以内の立ち入り禁止区域についてはさらに加算すること。

- ・風評被害、営業損害の合理的な損害額の証明方法や損害額の査定方法の定めを行うよう十分な検討を行うこと
- ・生活費の増加費用を精神的損害に含めることはせず、別途支払いが可能となるようにすること

(3)平成23年7月13日

○要望先

内閣総理大臣 菅 直人
 原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志
 原子力経済被害担当大臣 海江田 万里

○要望者

大熊町、大熊町議会

○原子力災害の収束及び復興支援に対する緊急要望

- ・原子力災害の収束を可及的速やかに行うこと。適切な効果を実証できた土壌汚染に対する除染方法を示した上で、1日も早く生まれ育った町へ戻れるよう最大限の努力を払うこと
- ・大熊町民が震災以前の生活水準に戻るまで、長期継続的かつきめ細やかな復興支援を実行すること

(4)平成23年8月5日

○要望先

内閣府副大臣	山口 壯	内閣官房副長官	福山 哲郎
農林水産大臣	鹿野 道彦	内閣府特命担当大臣	細野 豪志
総務大臣	片山 善博	厚生労働副大臣	大塚 耕平

○要望者

大熊町議会

○福島第一原子力発電所事故に関する要望

- ①原子力災害に伴う損害賠償については、事業者はもとより国が全責任を持って対応すること。また長期的な視野に立って、起こりうる被害についても最後まで充分、且つ確実に賠償等がなされる枠組みを早急に確立すること
- ・「原子力損害賠償審査会」が取りまとめる「第二次指針」では、補償の具体的内容・項目について明記するとともに、土地・建物、自動車・家財等は再調達の考えに立った補償をすること
 - ・商工業、農林水産業、畜産業等の全産業に亘る補償については、事業者が事業再生の意欲が湧くような補償と社会保険の軽減等、政策的な支援を講ずること
 - ・町民が避難中の生活を確保するために要する食費・光熱水費等を補償する策を講ずること
 - ・避難生活により生じた実費用については早急に支払うこと
 - ・国税・地方税に亘る租税の納税に関しては、納税延長ではなく当面の間免税とするよう配慮すること
 - ・町民が安定した収入を得られるよう、雇用対策を早急に講ずること
 - ・これら支援策の財源である「第2次補正予算」及び関連法案の速やかな執行と、「第3次補正予算」を確立すること

- ②福島県外における民間賃貸借上げの取扱いについて、未だ東北6県を含めた一部の県での適用にとどまっているため、早急に全都道府県で適用されるよう、国から強く働き掛けること
- ③現在実施されている一時立ち入りの継続実施（2回目）を検討すること。さらに、3km圏内に居住している住民は一時立ち入りを強く希求しており、その切実な心情をよく理解されたうえ、早急に実現させること
- ④国の責任において早急に土壌等汚染調査、分析をし、帰宅のための方策を早急に確立すること
- ⑤災害、復興対策にかかる自治体経費、運営費について、特別交付金等で長期に亘り財政支援を講ずること

(5)平成23年8月20日

○要望先

原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志
原子力経済被害担当大臣 海江田 万里

○要望者

大熊町

○除染に関する緊急要望

- ・放射性物質により汚染された地域の除染実証モデルとして、早急に大熊町内で除染を実施すること

(6)平成23年12月1日

○要望先

財務大臣 安住 淳 経済産業大臣 枝野 幸男
参議院復興特別委員長 増子 輝彦

○要望者

大熊町、大熊町議会

○原子力災害復興に伴う財源確保に関する緊急要望

- ・廃炉に伴う、地域の安全確保と円滑な事業推進に寄与する新交付金を創設すること
- ・大熊町民が震災以前の生活水準に戻るまで、財源的に長期継続的かつきめ細やかな支援をすること

(7)平成24年1月18日

○要望先

内閣総理大臣 野田 佳彦 農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣原子力経済被害担当内閣府特命担当大臣 枝野 幸男
環境大臣原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣 細野 豪志
東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣 平野 達男

○要望者

大熊町、大熊町議会

○早期除染とロードマップの明示、中・長期的居住区域の確保と整備を求める要望

- ①一日も早く帰還できるよう早期にあらゆる除染技術を駆使し効果を示すこと。併せて除染ロードマップを明示すること
- ②被災地の復旧・復興の柱になる国道6号、同288号を含めた主要幹線道路の整備と常磐道の全線開通を早急に実現すること
- ③復興拠点となる町内区域整備、及び住民が帰還を果たすまでの中・長期的居住区域の確保と整備を、国の責任において早期に実施すること
- ④原子力発電所事故に起因する精神的損害賠償を、長期に亘って補償するよう国の責任で東京電力株式会社を指導すること

2. 東京電力株式会社に対する要望申し入れ

(1)平成23年4月28日

○要望先

東京電力(株)代表取締役社長 清水 正孝

○要望者

大熊町、大熊町議会

○要望事項

- ①事故を一刻も早く終息させること
- ②原子力災害に対する補償は、全額補償すること

(2)平成24年2月21日

○要望先

東京電力(株)取締役社長 西澤 俊夫

○要望者

大熊町、大熊町議会

○福島第一原子力発電所事故に係る賠償についての要望

- ①現在、政府で検討している避難区域の見直しで大熊町は「長期帰還困難区域」とされる可能性が高い。については帰町するまでの期間、責任をもって十分な賠償をすること
- ②先日から一部自動車に対する賠償を開始しているが、十分な対応とは言えない。またその他財物賠償も迅速な対応を求めるとともに、町民が先の生活を見通すに十分納得できる手当てをすること

以上が、事故発生後から今日まで行った要望活動の概要です。今後も賠償、除染、区域の見直しなどの重要かつ喫緊の課題に関しては、国（政府）及び東京電力(株)の検討・決定に厳格に対応し、必要に応じて迅速な申し入れを行ってまいります。

また、今後の大熊町の復興及び町民の皆さまの生活に欠かせない中長期的な課題については、大熊町復興計画検討委員会において、町民の皆さまの様々な事情、置かれている環境等を考慮し、必要となる

要望事項を決め細かく抽出しました。(参考①)

今後も、町で対応出来る課題については迅速に行い、国（政府）、東京電力(株)及び福島県が対応するべき課題については、随時、関係機関、部局に対し要望・要求活動を行ってまいります。

参考① 復興計画検討委員会からのご意見、ご要望

1. 行政（住民票、税金）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 住民票を他市町村に移しても大熊町の住民票が持てるよう要望
- (2) 大熊町と同様の税、手数料等の減免措置
- (3) 行政手続きをネット等で行えるシステムの構築

～考えられる対応策～

- (1) 住民基本台帳法上の特例を国へ要望
- (2) 税金や手数料等の特例を国などへ要望
- (3) 国へシステム構築に係る補助を要望

2. 情報に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 県外避難者は情報が少ない
- (2) ライブカメラの設置やホームページの拡充
- (3) 職員による全国巡回の相談会や懇談会の実施
- (4) 生活再建・事業再建に関するきめ細かな相談相手が必要
- (5) 高齢者世帯の健康管理のデータベース化

～考えられる対応策～

- (1) ライブカメラ映像などを町のホームページに掲載、情報の拡充
- (2) 暮らしサポートミーティングの継続を国へ要望
- (3) 職員による生活再建等コーディネータ担当制度の構築
- (4) 高齢者世帯安否情報システムの構築

3. 健康に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 放射線による健康への不安
- (2) 内外被ばく量、白血球、甲状腺などの検診の実施
- (3) 県外避難者でも県内避難者と同様の健康診断の受診
- (4) 健康診断の結果をデータベース化し、避難先の医療機関と情報を共有
- (5) 線量計を全戸に配布
- (6) 医療機関の整備、医師・看護師などの人員を確保

～考えられる対応策～

- (1) 全ての町民に対する定期的な放射線検診の実施
- (2) 検診記録情報の共有化、健康管理システムの構築
- (3) 線量計配布
- (4) 医療機関の整備を国などに要望

4. 福祉に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 高齢者、障がい者用の施設の整備
- (2) 介護バスの運行
- (3) 独居老人世帯への巡回定期訪問

～考えられる対応策～

- (1) 高齢者用及び障がい者用施設の整備、入所の斡旋
- (2) 高齢者世帯の巡回定期訪問事業と安否確認システムの導入

5. 生活に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 住宅問題（復興公営住宅の整備、借上げ住宅、二重ローンなど）
- (2) コミュニティの維持・確保

～考えられる対応策～

- (1) 復興公営住宅の整備と借上げ住宅制度の継続要望
- (2) 避難先での県人会などの開催

6. 教育に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 学区外受験であっても学区内受験と同様の扱いで受験できるようにする
- (2) 保育料、学費の補助
- (3) 通学の移動（バスなど）手段の確立
- (4) 町立の小中学校を存続するか否かを早急に判断すべき
- (5) 保育所、小中学校の整備

～考えられる対応策～

- (1) 転入学、受験、通学に係る特例措置の要望及び相談窓口の設置
- (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施
- (3) 学童施設の整備計画の策定

7. 雇用に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 転出先での雇用確保、雇用のマッチング
- (2) 避難者であることで正規雇用してもらえない
- (3) 廃炉事業に伴う研究施設、新産業創出などでの雇用の確保

～考えられる対応策～

- (1) 就業支援事業の活用による雇用確保
- (2) 雇用創出事業の活用による雇用確保

8. 産業（農業）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 農地の代替地斡旋・紹介（有休農地の貸与など）
- (2) 農作物の放射線量検査と農産物の買い上げ

～考えられる対応策～

- (1) 就農支援事業の活用による農地の斡旋
- (2) 風評被害対策を考慮したモニタリング検査の実施
- (3) 国による農作物の買い上げ強化要望

9. 産業（工業・商業）に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 企業誘致のための規制緩和
- (2) ショッピングモールを作りテナントを提供

～考えられる対応策～

- (1) 特区制度を活用した規制の緩和
- (2) テナント等整備事業の実施

10. 風評被害対策に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 学校でのいじめや入学試験、採用試験での差別対策

～考えられる対応策～

- (1) 正しい放射線に関する教育・研修の実施

11. 除染に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 円滑な除染の実施及び除染作業に必要な前線基地の設置
- (2) 除染対策が不透明であり、効果があるのか不明
- (3) 仮置場の設置、中間貯蔵施設設置についての住民への説明会の開催

～考えられる対応策～

- (1) 除染活動の円滑な実施の要望
- (2) 除染状況の情報の発信
- (3) 除染作業に伴う仮置場又は中間貯蔵施設設置に係る説明会の実施

12. 補償・賠償に関すること

～委員からの意見・要望～

- (1) 賠償時期及び金額の早期提示
- (2) 個人では対応困難な賠償請求支援団体の結成

～考えられる対応策～

- (1) 国・事業者に対する積極的な申し入れ
- (2) 賠償請求支援

【参考資料】

① 第一次大熊町復興計画策定の経緯

大熊町では、大熊町復興構想に示す、将来「みんなで戻って復興を」を具体化するために、今後概ね5年間を目標とした第一次大熊町復興計画（案）を定めました。

この第一次計画（案）は、町行政区長、各種団体の長への説明会や検討会、町議会への説明を行いながら、大熊町復興計画検討委員20名から様々なご意見をいただき策定しております。

なお、第一次計画（案）の策定までの経過は以下のとおりです。

1月10日	町議会へ復興計画策定の概要についての説明
12日	町行政区長会へ復興計画策定の概要についての説明
17日	大熊町復興計画検討委員会（第1回目）の開催 ・主な会議内容 委員への委嘱状交付と復興計画策定の概要についての説明
18日	町の各種団体の長へ復興計画策定の概要についての説明
31日	大熊町復興計画検討委員会（第2回目）の開催 ・主な会議内容 「大熊町に戻らない方（様々な事情により帰ることができないため、将来的に帰町しないと決めた方）」へ町としてどのような支援ができるのかの検討
2月13日	大熊町復興計画検討委員会（第3回目）の開催 ・主な会議内容 「居住地を自ら選択し大熊町に帰れるまで待つ方」と「町が指定した区域に居住し帰れるまで待つ方」へ町としてどのような支援ができるのかの検討
14日	町議会へ復興計画策定の進捗状況の説明
21日	大熊町復興計画検討委員会（第4回目）の開催 ・主な会議の内容 第2回、第3回委員会で検討した事項の再検討
22日	町行政区長会へ復興計画策定の進捗状況の説明
23日	町の各種団体の長へ復興計画策定の進捗状況の説明
29日	大熊町復興計画検討委員会（第5回目）の開催 ・主な会議の内容 国（政府）や県などへの要望事項及び事業者に対する支援内容の検討
3月13日	大熊町復興計画検討委員会（第6回目）の開催 ・主な会議の内容 第一次大熊町復興計画（素案）の検討
16日	大熊町復興計画検討委員会（第7回目）の開催 ・主な会議の内容 第一次大熊町復興計画（素案）の策定
4月19日	大熊町復興計画検討委員会（第8回目）の開催 ・主な会議の内容 町民アンケート調査について

7月19日	大熊町復興計画検討委員会（第9回目）の開催
	・主な会議の内容 町民アンケート調査結果と今後の計画策定の進め方について
8月7日	大熊町復興計画検討委員会（第10回目）の開催
	・主な会議の内容 第一次大熊町復興計画（案）の検討
8月29日	大熊町復興計画検討委員会（第11回目）の開催
	・主な会議の内容 第一次大熊町復興計画（案）の策定

②大熊町復興計画検討委員名簿

平成24年7月19日現在

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	菅原 祐樹	大熊町役場 保健福祉課
2	副委員長	成田 康郎	大熊町役場 税務課
3	委員	青田 文彦	
4	委員	岩本 久美	
5	委員	澁谷 春美	
6	委員	杉本 征男	
7	委員	栃本 信一	
8	委員	松本 一彦	
9	委員	水野 貴雄	
10	委員	片倉 幸子	
11	委員	武内 一恵	大熊町役場 保健福祉課
12	委員	鈴木 修	大熊町役場 建設課
13	委員	石田 祐一郎	大熊町役場 企画調整課
14	委員	澤田 裕美子	大熊町役場 保健センター
15	委員	松本 清之	大熊町役場 産業課
16	委員	工藤 誠一	大熊町役場 総務課
17	委員	柳田 淳	大熊町役場 議会事務局
18	委員	中野 幸大	大熊町役場 教育総務課
19	委員	斎藤 陽介	大熊町役場 生涯学習課
20	委員	大川原 智史	大熊町役場 住民課

ふるさと大熊写真館



春の坂下ダムの桜



総合グランドでの夏祭り



秋の収穫 おおくまの梨



熊川海水浴場での地引き綱



厳冬の中のおおくま駅伝大会

問い合わせ先

大熊町役場 会津若松出張所 企画調整課

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号

電話 0242-26-3844 (代) F A X 0242-26-3794